

## 第 2 編 災害予防対策

## 第1章 災害に強いまちづくり

### 第1節 災害危険区域

災害危険区域の指定は、市民が災害に関する認識を深め、自主的に災害に対する予防措置を講じるために必要な情報を提供するとともに、防災関係機関があらかじめ災害の発生する恐れの高い区域を把握し、効果的な防災対策を実施するために行うものである。

#### 第1 法令により指定されている災害危険区域

- 1 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）  
平成26年4月1日現在、本市域の急傾斜地崩壊危険区域は1箇所である。

急傾斜地崩壊危険区域一覧表

区域名	所在地	面積(ha)	指定年月日	保全人家戸数	施工状況
飯ノ峯	箱作	4.58	H5.3.31	19	施工済

- 2 地すべり防止区域（地すべり防止法第3条）  
平成26年4月1日現在、本市域には地すべり防止区域はない。
- 3 災害危険区域（建築基準法第39条）  
平成26年4月1日現在、本市域の建築基準法による災害危険区域は2箇所である。

建築基準法に基づく災害危険区域一覧表

区域名	所在地	面積(ha)	種別	指定年月日
山中溪	山中溪	1.72	2種	S.59.3.28
飯ノ峯	箱作	4.58	1種	H.5.3.31

## 第 2 土砂災害危険箇所

土砂災害（特別）警戒区域とは、平成 13 年 4 月に『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』が施行され、土砂災害危険箇所（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、警戒避難体制の確立や一定の行為（開発、建築）の制限を行う区域である。

本市には、「急傾斜地崩壊危険箇所」が 49 箇所、「地すべり危険箇所」はないが「土石流危険渓流」は 20 箇所ある。また、土砂災害警戒区域は 98 箇所、内、土砂災害特別警戒区域は 81 箇所ある。（平成 26 年 4 月 11 日現在）

### ①急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地でがけ崩れの発生する可能性があり、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある箇所

### ②地すべり危険箇所

過去の災害履歴等から地すべりが発生する可能性があり、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある箇所

### ③土石流危険渓流

土石流の発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある渓流

### ④土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがある区域

### ⑤土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域

\*急傾斜地崩壊危険箇所は資料編 1～2 頁参照

\*土石流危険渓流は資料編 3 頁参照

\*土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は資料編 5～8 頁参照

## 第2節 水害予防対策の推進

市及び関係機関は、洪水、高潮及び内水氾濫による災害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、河川、海岸等に関する水害予防対策の推進を図る。

### 第1 河川の改修

本市域にある大阪府管理の二級河川は5河川、市管理の準用河川は3河川である。

\*大阪府管理河川の水防区域は資料編9頁参照

#### 1 河川改良・改修事業の推進

##### (1) 大阪府管理の河川

大阪府の管理する河川は、大阪府が整備計画に基づき改修を進める。市は、堤防の決壊により人家等に被害等をおよぼす恐れがある箇所については、管理者とともに流域、河川の状況等を的確に把握し、必要な方策を講じる。

##### (2) 市管理の準用河川

市が管理する準用河川の改修については、現地調査を行い、およそ10年に一度の降雨（1時間雨量50mm程度）に対応できるよう整備を進める。なお、河川改修は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に適応できるように計画する。

その他の市管理の水路または河川（準用河川は除く）については、公共下水道雨水計画に基づいて改修を進める。

#### 2 防災施設の点検・整備

河川、排水路及び下水路では、本川や海の水位が高く自然排水が不可能な場合に備えて、排水施設の整備を推進する。市が管理する準用河川の改修については、河川長寿命化計画の策定を検討し、緊急性の高いものから整備を進める。

また、既設の防災施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。

さらに、平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討しておく。橋梁等の河川占用工作物のうち、古い施設などで耐震性が不十分な施設については、その向上を図る。

## 第2 水害防止対策の推進

洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、被害の軽減を図るため、特別警戒水位の設定及び到達情報、水防警報の発表、水位情報の公表、浸水想定区域の指定・公表、避難体制の整備を行う。

### 1 特別警戒水位への到達情報の発表

大阪府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水位情報周知河川に指定した男里川において、特別警戒水位 2.80m への到達情報の発表を行う。

### 2 水防警報の発表

大阪府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水防警報河川に指定した男里川において、洪水の恐れがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。

### 3 水位情報の公表

大阪府は、水位観測所を設置した男里川において、その水位の公表を行う。

### 4 洪水リスク表示図の作成及び公表

大阪府は、「今後の治水対策の進め方（平成 22 年 6 月）」に基づき、人命を守ることを最優先に、様々な降雨により想定される河川の氾濫や浸水の可能性を府民にわかりやすく提示する。

### 5 浸水想定区域の指定・公表

大阪府は、水位情報周知河川である男里川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

### 6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、阪南市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 特別警戒水位への到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）または主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものが有る場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(2) 市は、前項のウに規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、特別警戒水位への到達情報の伝達方法を定めるものとする。

- (3) 市は、(1)の各項目に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

### 第3 高潮対策

#### 1 海岸保全事業の推進

市は人家等に被害等を及ぼす恐れがある箇所については、災害防止工事を大阪府に働きかける。

#### 2 樋門・門扉等の点検

市は、大阪府の海岸防災施設・設備の充実と維持管理に協力する。

### 第4 ため池対策

本市域のため池のうち、重要な水防ため池が11箇所、要水防ため池が19箇所ある。

老朽ため池の決壊による災害を防止するため、ため池が決壊した場合の洪水被害想定や避難対策等の情報整理を行い、地域住民に周知し、被害の未然防止や軽減に努める。

#### 1 ため池補強事業の推進

主要なため池について詳細に調査の上、老朽化の著しいため池について、各ため池管理者に対し、その対策について啓発指導に当たるとともに、危険なため池について、国・大阪府の補助等による補強事業の推進を図る。

#### 2 水防監視体制の強化

- (1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により市民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉等の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。
- (2) 気象状況及びため池管理者の報告等により災害発生の恐れがある場合には、土地改良区、水利組合、泉州南消防組合、地域住民の協力を得て巡視など監視体制の強化を図る。

#### 3 ため池防災テレメータの利活用

本市管内において、水防上重要なため池6箇所について「大阪府ため池防災テレメータ観測所」を設置し、ため池水位、雨量の自動観測及びデータ収集を行う。同テレメータシステムの積極的な利活用により、正確かつ迅速な防災活動の実施を図る。

## 第5 浸水対策

本市では、山間丘陵部における宅地開発や流域開発による水路等への流入量増大により、浸水危険性が増大しつつある。

こうした状況から、浸水被害の発生を防止する種々の施設整備を推進すると同時に、浸水時にその被害を軽減するための施策を講じる必要がある。

### 1 水路の整備等

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、農業用水路については、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平時から危険箇所の把握に努める。

### 2 側溝・水路等の整備等

- (1) 道路の側溝は、年度計画により新設及び改修を行う。
- (2) 側溝・水路等の浚渫を毎年行う。
- (3) 必要な暗渠は、逐次計画的に改良する。なお出水期に流出または埋没の恐れのある暗渠・橋梁は地元住民に警戒を周知するとともに、敷設替えや維持補修に努める。

### 3 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や下水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

- (1) 公共下水道（雨水）整備計画
- (2) 防災調整池の整備
- (3) 公共施設や公共空地等における雨水貯留施設の整備
- (4) 透水性舗装や道路側溝浸透柵の設置の推進

### 4 道路の冠水対策

交通の確保を図るため、冠水した実績のある、または冠水する恐れのある道路について、必要な対策を講じる。

## 第6 農業用河川工作物対策

農業用河川工作物のうち、緊急に整備を必要とする危険な施設は計画的に改修を図り、異常気象に注意し、水位変動を監視するとともに、状況により河川管理者と協議し、必要な措置をとる。

農業用水を取得するため設置された施設で、築造後経年や河床変動等により、構造が不適当・不十分なものについては、整備補強等の改善措置を講じるとともに、監視体制の強化に努める。

1 施設の点検及び監視体制の強化

出水期に先立ち、水門・樋門等の操作に支障がないよう整備点検を実施する他、出水期には気象状況に注意し、水位変動を監視する。

## 第3節 土砂災害予防対策の推進

市及び関係機関は、土砂災害を防止するため災害の発生が予測される危険箇所の実態を調査し的確に把握するとともに、地域住民の安全確保のために周知徹底に努める。

また、災害発生の可能性がある場合に円滑な避難活動等を実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

### 第1 防災ソフト対策

#### 1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の恐れのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

##### (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

大阪府は、土砂災害により被害の恐れのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条・8条)を行う。

##### (2) 土砂災害特別警戒区域内での開発規制

大阪府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

##### (3) 警戒避難体制等

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等警戒避難に関する事項について定めるとともに円滑な警戒避難が行えるよう必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

また、警戒区域内に高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条)

#### 2 土砂災害防止法の改正に伴う避難体制の充実・強化

平成26年8月の広島市の大規模土砂災害を踏まえ、土砂災害防止法が改正(平成27年1月18日施行)された。そのなかで、土砂災害警戒区域のある自治体においては、避難場所や避難ルート、社会福祉施設や学校への情報伝達方法を明記することが求められている。

そのため、緊急速報メールや屋外拡声器のような市域全域を対象とした情報伝達手段だ

けに頼らない、エリアを限定した防災情報の伝達手段について検討を行い、避難体制の充実・強化に努める。併せて、突発的な局地的豪雨の発生、さらには夜間・早朝等の時間帯における発生なども考慮した、避難訓練の実施等についても取り組むこととする。

## 第2 防災ハード対策

### 1 土石流対策

- (1) 国土交通大臣は、土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- (2) 大阪府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。
- (3) 市は、関係機関と協力し、土石流等による土砂災害の発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- (4) 市は、土石流による災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- (5) 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、避難行動要支援者施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- (6) 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

### 2 急傾斜地崩壊対策

- (1) 大阪府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じた居住用建物の建築制限等を行う。
- (2) 崩壊の危険のある急傾斜地については、基本的には土地の所有者、占有者または管理責任者が崩壊防止工事を実施すべきものであるが、一定の条件を備え、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた場合は、大阪府が事業主体となり崩壊防止工事等を実施する。
- (3) 市は、関係機関と協力し、急傾斜地におけるがけ崩れの発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- (4) 市は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- (5) 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、避難行動要支援者施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- (6) 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

### 3 地すべり対策

現在、市域には地すべりによる被害の恐れがある地すべり防止区域及び危険箇所はないが、開発行為等による地すべり災害が生じないよう指導・監視に努める。

## 第3 宅地防災対策

丘陵地や山麓部に近接した宅地開発が行われ、高い擁壁や人工斜面に近接して居住地が形成されている。さらに近年の宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れ込み、浸水・浸食の原因となっている。このため、都市計画法に基づく開発許可制度による指導・規制を行い、宅地災害の防除を図る。

### 1 宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域とは、宅地造成に伴うがけ崩れ、または土砂の流出による災害を防ぐために、宅地造成等規制法に基づいて指定された区域であり、法に基づき大阪府が指定した区域である。

平成26年4月1日現在、市域では、2,472ha（平成10年5月1日指定）が宅地造成工事規制区域として指定されている。

### 2 造成宅地防災区域

造成された一団の宅地のうち、地震等によって地盤の滑動などの災害が発生する恐れが大きいとして指定する区域である。造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等は、災害防止のための擁壁等を設置するなどの責務を負うほか、大阪府等が、所有者等に対して、災害の防止のため必要な措置を講じるよう勧告や改善命令を行なうことができる。

#### (1) 宅地造成に係る指導等

市は、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条にいう宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある市街地または市街地になろうとする土地の区域）において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導する。

#### (2) 広報活動等

「宅地防災月間」を通じて、ポスターの掲示及びパンフレット作成・配布等を実施し、市民及び事業者に対する広報活動・指導を推進する。

#### (3) 宅地防災パトロールの実施

市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

## 第4 治山対策

山地の土砂流出を防ぎ、山林の保全を図るとともに、下流域を水害から防止するために山の持つ保水機能の維持・向上を図るための各種の施策を行う。また、林道は、災害時の避難及び資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊などの防止及び早期災害復旧のための体制強化に努める。

- 1 森林法により森林の維持増進を図り、山地災害の未然防止に努める。
- 2 複層林・育成天然林の整備を図り、民有林を中心とした造林活動を促進し、保育間伐事業や枝打ち事業の助成制度の拡充に努める。
- 3 復旧治山、予防治山等の治山事業を促進するとともに、開発行為に際しては治山面に十分注意した指導・監督を行う。

## 第4節 津波災害予防対策の推進

### 第1 津波に強いまちづくり

#### 1 趣旨

津波からの迅速で安全な避難を実現するため、徒歩による避難を原則とし、出来るだけ早期に避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

#### 2 津波想定と留意点

津波浸水想定は、以下の2つのレベルの津波を想定している。

	L1	L2
想定する津波	最大クラスの津波に比して発生頻度が高い津波（数十年から数百年）	発生頻度は低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命保護</li> <li>・財産の保護</li> <li>・経済活動の安定</li> <li>・生産拠点の確保</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等の生命を守ることが最優先</li> <li>・その他（防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、高台移転など総合的な対応）</li> </ul>

#### 3 津波に強いまちの形成

##### (1) 津波に対応できる施設整備

津波から出来るだけ迅速に避難できるような避難場所や避難路、津波避難ビルなどの避難関連施設の計画的な整備を図りつつ、津波に強いまちの形成を図る。

##### (2) 都市計画との連携など

沿岸部における土地利用計画や建築規制などを用いた都市計画における規制・誘導による、最大クラスの津波による浸水リスクに配慮した、津波災害に強いまちづくりを推進する。

#### 4 海岸保全事業の推進

市は、波浪による海岸の浸食や高潮、L1津波等による海水の進入を防止するため、大阪府に海岸保全施設などの整備を働きかける。

#### 5 避難関連施設の整備

##### (1) 津波避難ビルの整備、指定

津波災害警戒区域内等において、民間ビルも含めた建築物を津波避難ビルとして指定する。

〈指定にあたっての基準〉

- ・構造上の要件…津波に対して安全な構造であるか
- ・避難上の要件…避難上有効な場所であるか、当該場所までの経路が確保されているか
- ・管理上の要件…津波発生時に一般市民に開放されることが可能かどうか

## (2) 避難路の確保など

住民が安全な場所に避難できるよう避難路等の整備を行いつつ、避難時間短縮のための工夫、改善を図る。

## 6 公共施設等の津波対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設については、浸水による被害が見込まれない安全な場所にて整備を行う。やむを得ず、浸水による恐れが見込まれる場所に立地せざるを得ない場合は、以下の対策を図るものとする。

- ・建築物の耐震化
- ・高所における非常用電源の設置
- ・情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など

市庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

## 7 ライフラインの耐震化

上下水道、電気、電話などのライフライン施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすため、耐震化を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備・確保等の対策を講じるものとする。

### (1) 上水道施設

主要施設は津波により被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐震化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

### (2) 下水道施設

放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図る。

### (3) 電力施設

#### ア 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

#### イ 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

#### ウ 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とす

る設備形式を考慮した設計とする。

#### エ 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

#### (4) 電話施設

ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地区に配置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るように努める。

## 第2 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

大阪府は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波の被害想定結果を踏まえ、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

また、市においても、同法に基づき必要に応じて推進計画を策定する。

## 第3 津波防災意識の普及・啓発

### 1 趣旨

自らの命は自らで守ること（自助）を基本としつつ、災害時には、共助の意識をもって防災活動等への協力を行う。

### 2 留意点

#### (1) 防災意識の向上のための普及啓発

市民自らの避難行動につながる、津波に対する正確な知識の普及啓発を図る。

#### (2) 津波防災意識の向上のための防災教育、防災訓練の推進

地震発生時には、まずは高台等を目指して避難する意識を徹底させる防災教育や防災訓練の推進を図る。

### 3 防災教育

津波による人的被害を軽減する最も有効な方法は、住民等による避難行動が基本である。そのため、住民に対する津波警報等や避難指示等の周知や啓発に努める。さらに、住民等の防災意識の向上を図るため、防災に関する様々な情報を分かりやすく発信していく。

#### (1) 住民に対する防災教育

防災関連行事等を通じて、住民に対する津波災害の危険性の周知を図るとともに、以下の事項についての意識啓発に努める。

- ・ 避難行動に関する知識
- ・ 津波の特性に関する知識

- ・津波に関する想定、予測の不確実性に関する知識
- ・家庭における備え

(2) 子どもに対する防災教育

小学校や中学校などにおける教育を通じて、防災上の観点からみた地域の特徴や過去の津波災害における教訓等について継続的な防災教育に努める。

併せて、津波発生時に迅速な避難行動がとれるよう、常日頃から津波発生を想定した避難訓練等の実施に努める。

4 津波ハザードマップの作成・活用

津波浸水想定を踏まえ、避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの作成を行い、住民等に対して周知を図るものとする。また、作成した津波ハザードマップが有効に活用されるよう努める。

5 防災訓練の実施

防災関係機関と協力・連携しながら、要配慮者を含めた住民参加による防災訓練を積極的に実施する。

また、住民だけでなく海水浴客等も対象とした訓練についても定期的実施することを検討する。

第4 住民等の避難誘導體制

1 津波避難計画の策定及び周知

具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。併せて、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や津波避難ビル等、避難路の整備・確保などハードとソフトが一体となった防災力の向上に努める。

2 徒歩避難の原則と周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

また、地域の方々とワークショップ等を通じた意見集約を図りながら、「津波避難計画」の作成等も検討し、市民が安全・安心に避難できる体制づくりに取り組む。

3 避難誘導を行う者の安全の確保

消防職員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達までの時間がないと考えられる場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

#### 4 要配慮者等の避難誘導

高齢者や障がい者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

具体的には、災害時要援護者名簿を整備し、要支援者一人ひとりの避難誘導計画である個別計画を作成する等、普段から自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（校区福祉委員会）、民生委員児童委員協議会等との情報共有を図るなど、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努める。

病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努める。

また、市内外から訪れる海水浴客やせんなん里海公園等を訪れる散策者などに対しても、適切な避難誘導を図るよう努める。

### 第5 被害軽減に対する備え

#### 1 趣旨

津波による被害を最小限におさえるため、津波発生後の消防活動や救助・救援活動、緊急輸送経路の確保などの事前対策を図ることを目指す。

#### 2 緊急輸送に関する施設の津波災害に対する安全性の確保

災害発生時の輸送施設や輸送拠点として指定された施設、及び緊急輸送道路に係る信号機などの道路交通関連施設について、津波災害に対する安全性の確保に努める。

#### 3 避難所の指定

避難所は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所を指定する必要があるが、やむを得ず津波による被害の恐れのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震化や非常用発電機の設置場所の工夫、必要物資の備蓄など防災拠点化を図る。

#### 4 その他

消火活動、救助・救援活動、医療救護活動、緊急輸送のための備えなどは第3編災害応急対策編の内容に準じる。

## 第5節 液状化予防対策の推進

液状化危険性の高い地域では可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化を図る。

### 1 液状化発生の防止

敷地利用者等は、以下のような方法により液状化発生の防止に努める。

- (1) 敷地の排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設けるなど、地下水位が高くないように配慮する。
- (2) 敷地が緩い砂地盤の場合は、地盤を締め固めたり、液状化しにくい土(粘土・礫)を混ぜ合わせるなど、地盤改良を行う。
- (3) 敷地に盛土をする場合には、盛土材に水分の多い粘性土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

### 2 構造物被害の防止

- (1) 構造物基礎を杭基礎または鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎などにする。
- (2) 建築物は平面の細長い形や複雑な形を避ける。

### 3 地下埋設物被害の防止

地下埋設物は液状化の影響を最も受けやすいので、地下埋設事業者は、設計及び施工時に液状化対策を十分に考慮する。

また、既設のものについては、強度の低いものから順次、補修、取替えを実施するとともに、地下埋設物が被災した時の供給方法について事前に検討しておく。

## 第6節 二次災害予防対策の推進

地震時の二次災害で最も危険性が高いのは市街地の延焼火災であるが、市において既往地震による火災の記録は、特にないが、尾崎駅周辺の市街地などでは木造家屋の密集地区が比較的連続し、延焼火災の危険性は低いとはいえない状況にある。

そのため、地震発生時には、震動による建築物の破損や倒壊などの直接的な被害とともに、次のような二次的な災害が発生することも考えられる。

- 1 堤防や堰堤の破堤による水害
- 2 斜面崩壊などによる土砂災害
- 3 地震に伴う火災
- 4 危険物などによる災害
- 5 人心動乱によるパニック現象

こうした二次災害の防止のため、様々な災害予防対策を実施するなかで、地震災害の予防に努める。

### 1 出火防止、初期消火対策

地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予測され、状況によっては、大火災に進展する可能性があるため、日頃から火気その他の出火危険のある物の取扱いについて、管理状況などを整備し、火災予防の徹底を図る。

泉州南消防組合は、出火防止・初期消火体制を指導することにより、地震時に予測される火災の発生を未然に防止する。

- (1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い及び初期消火の方法などについて指導する。
- (2) 学校、病院などの防火管理者に対し、震災時等における消防計画の作成及び消防訓練の実施などについて指導する。
- (3) 消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見及び出火危険要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。
- (4) 危険物施設などの設置または変更許可に当たっては、危険物の転倒・落下・流出などによる火災、爆発などの危険を防ぐため、地震動による慣性力などによって生ずる影響を十分考慮するとともに、立入検査などを通じて行政指導を行う。
- (5) 震災時において、消防水利や飲料水用に有効な耐震性貯水槽を計画的に設置する。
- (6) 事業所などの自衛消防組織の有効活用による火災発生時の未然防止と既発火災の早期鎮火の対策として、地震時における自衛消防組織の育成強化と教育訓練を推進する。

## 第7節 警戒体制の確立

### 第1 水害警戒体制

水害予防と人命の安全を目的とした緊急時の水防活動（災害応急対策）が円滑かつ効果的に実施されるため、水害に対する警戒体制の確立を図る。

#### 1 水防区域の見直しと市民への周知

河川改修等の整備や災害状況に応じて、逐次水防区域を見直すとともに、地域住民に周知を行う。

#### 2 雨量計及び量水標の整備・点検

観測に障害が発生しないよう、定期的のため池防災テレメータ観測所や水防防災情報システム雨量観測所等の機器の点検・整備や必要に応じた観測機器の増設を働きかける。

#### 3 備蓄倉庫及び備蓄用資機材の整備・点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

#### 4 地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成

元来、治水事業と水防活動は、双方がうまく機能することにより、水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。

地域住民による水防活動の強化を推進し、「水害から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

#### 5 水害危険箇所・地域ごとの警戒方法の検討

水害危険箇所・地域ごとに、次のような事項からなる警戒方法を定める。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路

## 第2 土砂災害警戒体制

土砂災害予防と人命の安全を目的とした緊急時の災害応急対策活動が円滑かつ効果的に実施されるため、事前にこれらに関する施策を実施し、警戒体制の確立を図る。

### 1 防災パトロール及び点検の実施

関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施する。

### 2 危険区域（箇所）の市民への周知・啓発

防災マップ（土砂災害ハザードマップ等）及びパンフレット作成・配布などにより、土砂災害危険箇所について地域住民への周知・啓発を図る。

### 3 雨量計等の整備

市及び大阪府は、山間部の局所的な雨量情報の把握のため、雨量計や土石流発生監視装置（雨量情報を解析し、基準雨量に達したかを算定する装置）の整備を図る。

### 4 情報収集及び伝達体制の整備

土砂災害危険区域への情報伝達体制を強化するため、送受信可能な無線設備の設置を推進する。

孤立の恐れがある山間部集落への送受信可能な無線設備を設置する。

気象予警報等の情報の収集に努めるとともに、収集及び伝達が迅速的確に実施できるよう、防災行政無線等の伝達機器の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。

なお、危険箇所周辺に乳幼児、高齢者、障がい者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

### 5 土砂災害危険箇所の避難方法の検討

#### (1) 警戒方法の検討

土砂災害危険箇所に、次のような事項からなる警戒方法を定める。

- ア 情報連絡体制
- イ 避難場所
- ウ 避難経路

#### (2) 避難体制の整備

関係市民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

##### ア 危険区域（箇所）の周知

土砂災害に係る危険箇所について、図面表示等を含む形での地区別の防災に関する総合的な資料の活用を図るとともに、広報誌、防災マップ（土砂災害ハザードマップ等）

及びパンフレットの配布、説明会の開催等により地域住民に周知する。

イ 自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう関係市民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

ウ 警報装置等の整備

雨量観測に必要な雨量情報を入手するとともに、区域内の住民の避難が円滑に行われるよう警報装置、防災行政無線固定系の整備強化を行う。

エ 予警報及び避難命令の伝達体制の確立

警戒避難基準雨量に基づいて予警報及び避難命令を迅速かつ正確に地元住民に伝達できるよう、体制を確立する。

(3) 避難路等の整備

ア 危険区域（箇所）ごとの範囲、人口、世帯数、避難行動要支援者の人数等についてあらかじめ実態を把握し、関係市民が安全に避難できるよう避難路、避難所（地）を選定するとともに、関係市民に周知する。

イ 避難路、避難所の選定にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) がけ崩れ、土石流等の被害を受ける恐れのないこと
- (イ) 洪水氾濫等の水害を受ける恐れのないこと
- (ウ) 危険箇所の人家からできるだけ近距離にあること

6 防災知識の普及

市及び関係機関は、関係市民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生する恐れのある時期（梅雨期、台風期）の前などに、防災行事や防災訓練の実施に努める。

7 斜面判定士の活用

大阪府及び市は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。また、災害発生時または災害発生の恐れのある場合は住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士等を活用する。

### 第3 地震災害警戒体制

震災予防と人命の安全を第一とした緊急時の災害応急対策活動が円滑かつ効果的に実施されるため、震災に対する警戒体制の確立を図る。

#### 1 震災危険区域の把握と市民への周知

震災対策体制等の整備や地震災害状況に応じて、危険区域を常に把握し見直すとともに、地域住民に周知を行う。

#### 2 地震情報の把握

地震情報及び震災状況を迅速かつ的確に把握して、緊急の応急対策が円滑に行われるよう努める。

#### 3 備蓄倉庫及び備蓄用資機材の整備・点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

#### 4 地域住民による震災対策活動の強化と自衛意識の醸成

地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

#### 5 震災に対する防災体制の整備

地震による災害は、広域的に激甚な被害をもたらす恐れがある。これに対処するため、防災活動が相互に有機的な関連をもち効率的に機能するよう、防災体制を多角的に検討し、その組織化を図る。

##### (1) 公的機関における防災体制

防災活動を密接な連携のもとに行う必要のある防災関係機関相互間においては、震災発生時、直ちに効果的に対処できるよう、相互協力に関する計画をあらかじめ定めておく。

(2) 高層建築物、大規模小売店舗、病院等不特定多数の者が使用する特殊建築物については、防災責任者を定めておく。防災責任者は、関係機関と連携を保ちつつ、自主防災体制の整備を図り、効率的な初期消火、避難、情報伝達等についての計画を策定しておく。

## 第8節 都市の防災化の推進

市及び関係機関は、建築物の不燃化、都市空間の確保及び整備、市街地整備等により、都市環境の整備、防災対策の改善を図り、都市の防災化を推進する。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府住宅まちづくり部）を活用するものとする。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、市及び大阪府は、「防災都市づくり計画」の策定等により、都市防災構造化対策の推進に努めるものとする。

### 第1 市街地の整備

準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、現在、本市においては、尾崎駅周辺及び桃の木台地区内の近隣商業地域約15haが指定されている。

市域内の既成市街地は、木造・低層建築物が密集しており、地震・火災等の災害が発生すると人命及び財産に大きな損害を与える恐れがある。こうした災害の発生を防止するため、建築物、公共施設等の総合的かつ面的な整備を行い、都市機能の向上と安全で災害に強い都市づくりを推進する。

#### 1 建築物の不燃化の推進

##### (1) 防火・準防火地域の指定

都市計画法による防火・準防火地域を指定することにより、都市の不燃化を図る。

##### (2) 建築基準法第22条区域指定

防火・準防火地域以外の地域においても、第22条区域の建築物の屋根の不燃化を図る。

#### 2 木造密集市街地の整備促進

防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強い住まいとまちづくり計画」（「災害に強い住まいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）の策定を検討するなど、下記の諸施策を重層的に実施し、建築物の不燃化、耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

##### (1) 各種規制・誘導

ア 防火地域等の指定

イ 特定賃貸住宅建設融資等の助成

ウ 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

##### (2) 各種事業の推進

- ア 土地区画整理事業
- イ 街路事業
- ウ 道路事業
- エ 公園事業

(3) 重点的に整備する地区等

尾崎駅南側の街区は、地域緊急交通路や、食料備蓄拠点、災害医療センターに面する街区であり、市街地大火の分断効果があるエリアとしての整備必要性が高い。さらに、尾崎駅前には阪南市の中心市街地として賑わい機能の強化を図るべき地域であることから、土地の有効・高度利用と併せ、地域緊急交通路の整備と連携し、防災機能が高く魅力的な駅周辺部の整備を推進する。

### 3 土木・施設構造物の耐震化

地盤の震動特性を把握した上で、新たに構造物を建設する場合にはこの特性を勘案した耐震性構造物を建設し、既設の構造物については耐震性を診断して、その補強を行う。

防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

また、既存構造物の耐震補強にあたっては、地域防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

(1) 道路施設

道路橋等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

(2) 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

(3) 土砂災害防止施設

砂防ダム、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などの管理者（大阪府）については、必要に応じて耐震対策を実施する。

(4) ため池施設

管理者は、必要に応じて老朽ため池の耐震対策を実施する。

(5) 港湾、漁港施設

管理者は、必要に応じて海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。

(6) 海岸保全施設

管理者は、必要に応じて海岸堤防及び海岸構造物の耐震対策を実施する。

### 4 倒壊・落下危険物などの防止

(1) ブロック塀

ブロック塀の実態を調査し、生け垣・フェンスなどへの改修・指導を行うとともに、危険回避のための広報に努める。

ア 調査内容

高さ、厚さ、控え壁の有無、基礎・鉄筋の状況、老朽の程度、改修方法

イ 改修の望ましい場所

公園、学校、公共施設、通学路、道路幅員以上の高さを有する塀、歩道幅員以上の高さを有する塀

(2) 転倒・落下物

警察署などの関係機関と連携し、市民や建築物管理者に対して、次の種別の転倒・落下物を防止するための指導・取締り・広報に努める。

ア ビル落下物

窓ガラス、外壁タイル・モルタルなどの外装材、ウィンドクーラー、屋外広告物、高架水槽

イ 道路上の障害物

自動販売機、放置自転車、突出した商品

ウ 屋内落下物

照明器具、家具、棚上の荷物

5 防災施設及び公共施設の点検・整備

公共、公益施設は避難、救護等に使用する重要な施設であり、また、危険物施設等は地震発生に際して災害を拡大する恐れがあるので、防災関係機関及び当該施設管理者は次の施設について常に点検を行い、所要の整備を図るため必要な措置または指導を行う。

(1) 点検・整備を行うべき公共施設等

ア 公共施設

(ア) 道路(橋梁、擁壁等)

(イ) 河川(堤防、水門等)

(ウ) 下水道

(エ) 官公庁建築物

(オ) その他

イ 公益施設

(ア) 電気

(イ) ガス

(ウ) 水道

(エ) 電話

ウ 特殊な用途・構造の建築物・施設

(ア) 高層建築物

(イ) 学校

(ウ) 病院

(エ) 社会教育施設、社会福祉施設

(オ) その他

エ 危険物等施設

- (ア) 危険物
- (イ) 高压ガス
- (ウ) 火薬類
- (エ) 毒物劇物

オ その他施設

- (ア) 放射性物質
- (イ) 病原菌

(2) 防災施設の整備検討

災害時に災害対策の拠点となる防災施設については、消防庁等による補助・起債事業があり、本市においても今後こうした防災施設の建設、整備等を進める。

(3) 防災中枢機能を果たす施設の整備

災害対策本部を置く市庁舎や消防庁舎等、防災上中核的役割を担う施設については、耐震診断を行うなど、災害対応力を調査し、問題のあるものについては、十分な災害対応力を備えるよう、改修工事を行うものとする。

6 市街地整備

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業等を推進し、道路、公園等の公共施設を整備し、生活環境の保全及び向上並びに都市災害の防止を図る。

7 市街地の土地利用

都市計画法に基づく用途地域による規制、誘導により、住工混在地域等の解消に努める。

8 開発行為の規制

(1) 土砂災害危険区域

建築基準法に基づき、規制、指導を推進する。

(2) 宅地規制

宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の安全性の確保及び既成宅地に起因するがけ崩れや土砂流出を事前に防止するための規制、指導を行い、宅地造成地の安全を図る。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

建築基準法に基づく災害危険区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域等の土地は開発区域内に含まず、開発行為の制限を行う。

9 衛生施設の整備

被災地におけるゴミの収集及びし尿の汲取処分の処理等清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期するため、衛生施設の整備計画を推進する。

## 第2 防災空間(オープンスペース)の整備

市街地における防災空間（オープンスペース）の存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たす。オープンスペースの重要性を認識し、防災上必要な都市空間の確保と防災機能の向上を図るため、都市防災の観点から、地区の防災特性に応じた適切な配置を行う。

### 1 都市公園の整備

市は、避難場所、延焼遮断空間の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

#### (1) 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね10ha以上となるものを含む。）を整備する。

現在、桃の木台中央公園を広域避難地に指定している。

#### (2) 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園を整備する。

#### (3) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難場所となる街区公園等を整備する。

#### (4) 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

### 2 農地の保全・活用

計画的な宅地化を誘導する一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の都市空間（オープンスペース）として農地の保全を図るため、引き続き、市街化区域内の生産緑地地区の指定を行うとともに、農地の活用については、各種の施策を検討する。

### 第3 道路・橋梁の整備

市域には、広域幹線道路として第二阪和国道、国道26号が通り、阪和自動車道が山麓部を走っている。地域幹線及び域内交通としては、府道自然田鳥取荘停車場線、府道和歌山貝塚線、府道東鳥取南海線、府道鳥取吉見泉佐野線、府道堺阪南線、貝掛丘陵線、箱作駅前線、丘陵東線、丘陵西線、南山中丘陵線等があり各地区を結んでいる。

しかし、既成市街地部では旧集落の形態を残し、木造建物が密集し、狭小な道路も多く、市街地の拡大が進む中で整備が望まれる箇所も多い。

道路は、災害時の避難行動、緊急物資の輸送、救援活動等の通行路線としての機能ばかりではなく、火災の延焼防止の機能を持ち合せている。

さらに、単に人や物の輸送を分担する交通機能だけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性など多くの機能を有する。市は、防災機能の観点から、市管理の道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。

また、国道及び府道に関しては、各管轄機関に対して防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

#### 1 幹線道路の整備

今後開発される主要地区については、区画道路等について防災上十分検討を加えて道路の新設と整備を促進する。

道路及び橋梁の整備に当たっては、次の点に留意するものとし、近畿地方整備局、大阪府岸和田土木事務所と調整を図る。

- (1) 幹線道路は、本市の道路網の骨格となるため、体系的に秩序ある整備を推進する。特に、孤立が懸念される開発団地や集落等に接続する道路等については、優先的に整備を行うよう努める。
- (2) 車道と歩道を分離した広幅員道路とし、沿道の不燃化や落下・倒壊物対策を十分に進める。
- (3) 避難施設・オープンスペース等とのアクセスの確保を図り、危険区域と避難所を結ぶネットワークをつくる。
- (4) 浸水、土砂災害等に対する対策工の整備を推進する。
- (5) 路上駐車を減らすようにする。

#### 2 生活道路の整備

- (1) 障がい者対策、防災対策など安全性に配慮して、幅員、構造上の整備・改良を推進する。
- (2) 行き止まり、三差路、屈曲などを解消し、幹線道路との良好な接続を図る。
- (3) 道路整備に当たっては、車道と歩道の分離を基本とし、災害時の安全性を配慮する。

### 3 道路環境の整備

- (1) 放置されている路上駐車車両については、災害対策基本法に基づき適切に処理する。
- (2) 道路の緑化を推進し、良好な道路環境を整備する。特に、延焼遮断帯としての役割が期待される道路や避難上重要な道路の植栽は、難燃性樹種を選定する。
- (3) ブロック塀、石塀、ショーケース、看板類などの沿道危険物について、転倒及び落下に対する安全対策を講じるよう、管理者に対して指導する。

### 4 橋梁の整備

- (1) 「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、この計画に基づき橋梁の維持管理や修繕等の取り組みを進めていく。
- (2) 災害時に落橋や破損の危険性が大きい橋梁については、耐震化等を図る。
- (3) 交通のネックとなる幅員の狭い橋梁の架替え及び拡幅を推進する。
- (4) 出水期に流出等の恐れがある橋梁については、架け替えや維持補修（橋脚強化）等に努めるとともに、地域住民に警戒を周知する。

## 第9節 建築物災害予防対策の推進

都市化の進展により市街地に目立ちつつある高層化かつ大型化した特殊建築物や常時不特定多数の者が集まる施設においては、災害時に人身事故につながる可能性が大きい。こうした建築物は本市においても点在しており、その防災対策が望まれる。

不特定多数の者が集まる施設、高層化・大型化した特殊建築物、公共施設、一般住宅などの個々の建築物の防災性向上のため、査察や防災診断等を通じて、耐震・耐火建築物の建築・補修及び防災設備の整備等の指導・奨励を実施する。

### 1 特殊建築物の予防査察

高層建築物、大規模小売店舗、病院等不特定多数の者が使用する特殊建築物については、特に施設内の状況や安全対策等の査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

### 2 耐震対策の計画

建築物の耐震改修の促進に関しては、「大阪府既存建築物耐震改修促進計画」との整合性を確保しつつ、市の既存建築物耐震改修促進実施計画に基づき、計画的に既存建築物耐震改修の促進に努める。

### 3 公共建築物の耐震・不燃化

住民センター、学校、病院等の多人数を収容しうる公共建築物については、災害時における避難救護施設として、利用することとなっている。これらの施設の新増築に当たっては、耐震・耐火性の向上とともに、次のような防災機能の補修・補強に努める。

- (1) 既存の木造建築物の不燃化・堅牢化を図る。
- (2) できる限り防火水槽等を設置し、水利を確保する。
- (3) 自家発電装置の設置により停電時に備える。
- (4) 消防用設備の整備に努める。
- (5) 2階以上の建築物は耐火構造等にするとともに、消防活動用空地の確保に努める。

### 4 一般建築物の耐震化

#### (1) 新築の木造建築物

建築主及び建築士会など関係団体に対し、耐震・耐火の建築設計・施工を行うよう指導・監督する。

#### (2) 既存の木造建築物

市民に対し建築物の耐震診断方法と補強方法の紹介を行うとともに、老朽建築物については補強・建て替えの奨励を行う。

5 共同住宅等の防火対策

共同住宅等について、次のような防火対策を実施する。

- (1) 建築確認時に関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。
- (2) 消防法による消防用設備等の設置及び建築物の内装の不燃化、避難対策について指導する。
- (3) 一般個人住宅等の火気取扱い場所（炉・ボイラー等）の安全管理等について指導する。

6 その他建築物の防災対策

- (1) 防災の観点から、共同住宅・寄宿舍・一般個人住宅等を耐震・耐火建築物とするよう指導する。
- (2) 建築基準法に基づく運用の普及啓発のため、関係団体に対し法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。
- (3) 大阪府、泉州南消防組合、建築士団体等と協力し、個々の建築物について耐震診断の相談に応じる。
- (4) ブロック塀等の安全な施工技術の紹介、市民への啓発、既存塀の補強、生け垣への転換等の安全対策等について指導する。

## 第10節 大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、大阪府、市、関係機関、事業者、住民等が連携し、被害軽減を図ることが重要である。

そのため、大阪府では、平成18年度に大規模地震の被害想定調査をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、被害（人的被害・経済被害）を10年間（平成20～29年度）で半減させることなどを目標とする「大阪府地震防災アクションプラン」（平成21年1月策定）を定め、これに基づき地震防災対策を推進している。

本市では、大阪府地震防災アクションプランに従い、大阪府との連携のもと地震防災対策を推進する。

### 1 大阪府地震防災アクションプランの概要

#### (1) 目標

##### ア 減災目標

(ア) 今後10年間（平成20～29年度）で大阪府内における地震被害（人的被害・経済被害）を半減させる。

##### イ 生活支援目標

(イ) 平常時から、食料や生活必需物資の確保に努めるとともに、発災時には関係機関と協力し、緊急物資を確実に被災者へ届ける。

(イ) 被災者の状況に応じてきめ細かな支援を実施し、避難生活における安全な環境を確保する。

(イ) 被災者の生活基盤や経済活動の早期回復を支援するとともに、発災後早期に総合的な復興計画を策定し、防災に配慮した安全・安心の新しいまちづくりを進める。

#### (2) 市における取組

大阪府と連携し、以下の施策を推進する。

〔大阪府地震防災アクションプラン10の施策の柱〕

ア 災害応急体制の強化～府の体制整備と広域連携の強化～

イ 地震に強い都市基盤の整備

ウ 住宅・建築物の耐震化

エ 災害時医療体制の充実

オ 地域防災力の向上

カ 津波対策の推進～津波の死者「ゼロ」を目指して～

キ 食料・物資等の確保・供給

ク 避難生活者に対する支援

ケ 企業防災の支援と帰宅困難者対策

コ 生活再建の支援と早期の復旧・復興

## 第11節 危険物等災害予防対策の推進

消防法等による危険物、高圧ガス、劇物・毒物、放射性物質といった各種の危険性物質は、重要なエネルギー・原材料等として、現在の生活様式を支えている。これらの危険性物質は、関係法令の厳しい安全基準のもと、保管・管理されているが、地震・火災・水害等により、爆発・漏洩拡散をし、大きな被害をもたらす恐れがある。

本市においても、危険物施設等の増加・大規模化・集積化が進むほか、危険物等を積載した車両が街中を走行するなど、危険性物質による災害の危険性は小さくない。

石油類をはじめとする各種危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成と防災思想の普及を図る。

また、特に地震による災害防止のため、管理者が施設の耐震性向上を行うよう指導・教育にも努める。

### 1 危険物災害予防対策

消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### (1) 規制

ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。

ウ 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

#### (2) 指導

ア 予防規程の策定を指導する。

イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。

#### (3) 自主保安体制の確立

ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。

イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

#### (4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全週間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

### 2 高圧ガス災害予防対策

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

3 火薬類災害予防対策

市は、大阪府・泉州南消防組合及び警察と連携して、盗難防止対策を含め、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

4 毒物劇物災害予防対策

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

5 放射性同位元素に係る災害予防対策

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育、防災訓練等の災害予防対策を推進する。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

## 第12節 農林水産関係対策

各種災害による農作物、施設、漁場等の被害を軽減するため、平常時から農業・林業・水産業に関する運営技術の向上並びに気象情報等の迅速な広報に努めるとともに、防災的見地から営農指導の計画をたて、災害予防事業を推進する。

### 1 農業対策

防災営農技術については、大阪府泉州農と緑の総合事務所の指導のもと、農業団体等の協力を得て被害を最小限に食い止めるための技術の普及に努める。

- (1) 風水害予防
- (2) 寒害予防
- (3) 晩霜と低温障害予防
- (4) 干害予防

### 2 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平素から大阪府家畜保健衛生所及び家畜防疫員を中心としてその指導に当たるとともに、国の防疫指針に基づき、大阪府の指示のもと協力して蔓延防止に万全を期す。

特に、近年、発生が多発している鳥インフルエンザや口蹄疫等に対しては、実践的防疫演習の実施を行うなど関係機関との連携・協力を図る。

### 3 林業対策（特に水害に対する注意）

#### (1) 治山

治山現場を点検して次の措置を講じる。

- ア 築設中の構造物は、埋戻し・間詰等の補強対策を完全にして倒壊・亀裂等を防止する。
- イ 床堀周辺・切取上部等に所在する立木・転石等の処理をするとともに、切取り・盛土の法面を整理して崩壊を防止する。
- ウ 器材・原材料を流失・埋没・破損・変質等の恐れがない場所に保管する。

#### (2) 林道

- ア 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。
- イ 溪流や河川に散乱している根株・流木等を除去しておく。
- ウ 洪水時の被災の恐れがある河川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、または安全な場所に移しておく。
- エ 工事中の林道は、治山と同様の措置をする。

#### 4 水産業

漁港・港湾の整備を促進し、危険箇所を点検整備するほか、災害時にとるべき処置を検討しておく。

台風等による風雨、波浪、高潮等による漁船、漁具等の被害を未然に防止するため、漁業組合と密接な連絡をとり気象情報等の通報を行うとともに、災害の恐れがあるときは、船舶を安全な場所に避難させるよう指導する。

## 第13節 ライフライン関係災害予防対策

### 第1 電気通信

<西日本電信電話(株)大阪支店>

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその他付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

#### (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- ア 豪雨、洪水、高潮または津波の恐れがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
- イ 暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- ウ 地震・火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

#### (2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構造またはループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 大都市において、洞道（共同溝を含む。）網を構築する。
- エ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
- オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

#### (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備等の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐水構造容器への保管の措置を講ずる。

#### (4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

## 第2 電力

<関西電力(株)岸和田営業所>

電力設備の被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずる。

### 1 電力設備の災害予防措置

電力施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施する。

さらに、地震発生時等の被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

#### (1) 施設の耐震性の強化等

##### ア 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

##### イ 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可撓性のある継手や可撓性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

##### ウ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可撓性のある継手や可撓性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

#### (2) 電力施設予防点検

電力設備技術基準に適合するよう定期的に電気工作物の巡視、点検（災害発生の恐れがある場合には特別巡視点検）等を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

### 第3 ガス

<大阪ガス(株)導管事業部>

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設整備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管は可撓性の高いポリエチレン管等の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設整備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽化に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

## 第4 上水道

上水道施設の現況は、次のとおりである。

上水道施設の状況

事業主体名	計画給水人口	給水区域内 現在人口	現在給水人口	原水の種類	現在施設公称 能力
阪南市 上水道事業	74,000人	57,207人	57,175人	受水	38,000m <sup>3</sup> /日

(平成26年4月1日現在)

上水道施設の被害軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講ずる。

- 1 配水管整備事業については、「水道施設設計指針」「水道施設の耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき施設の耐震化を推進する。
- 2 水道施設の耐震性及び供給体制等について、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて必要な施設等の整備増強を図る。
- 3 水道施設の定期的な巡視を行うとともに、消防法、高圧ガス取締法に適合した設備を設ける。
- 4 送水管、配水管の老朽管については、阪南市水道ビジョンに基づいて耐震管に計画的に敷設替えを実施する。
- 5 送配水管路線、管橋等の施設の巡視を行い、必要に応じ補強、補修等の措置をとる。

## 第5 下水道

災害による下水道施設の被害を最小限に止め、雨水の迅速な排除により低地域の浸水等を防止するため予防措置を講ずる。

また、排水不良は、災害時の浸水等による被害を一層大きくするので、これに対処するため、排水不良地域から順次下水道の整備計画をたて推進する。

### 1 下水道の整備

年次計画により、雨水排除に対する雨水管渠等を整備する。

また、雨水流出は、居住地域のみにとどまらないため、河川や農業用排水路その他在来水路等の排水系統を十分調査し、雨水排除計画を策定し、浸水被害解消を進める必要がある。

市街地における雨水整備である都市下水路事業は事業中であり、公共下水道雨水整備についても、供用開始した雨水幹線等もあるが、今後、更に下水道の整備による雨水対策を実施する。

### 2 下水道施設の耐震性強化及び点検整備

施設及び建築物の耐震設計を推進するとともに、定期的に点検を行い必要に応じ補強、補修等の措置をとる。

### 3 動力源の確保

災害による停電に備え、2回線受電、専用線受電をして対処するとともに、自家発電機を設置する。

### 4 施設の耐災害性の向上

浸水に備えるため防止扉、止水扉及び雨水排水設備等を設置する。

## 第6 鉄道

<西日本旅客鉄道(株)、南海電気鉄道(株)>

## 1 西日本旅客鉄道(株)・南海電気鉄道(株)の対策

鉄道の災害防止については、線路諸設備の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるように、諸施設の整備を行うものとするが、おおむね次に掲げる施設について、整備強化を図るものとする。

## (1) 妨害施設の維持改良計画

- ア 橋梁の維持補修及び改良強化
- イ 河川改良に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留め維持補修及び改良強化
- エ 建物等の維持補修及び改良強化
- オ 電線路支持物の維持補修及び改良強化
- カ その他防災上必要な設備改良

## (2) 災害警備体制の確立

- ア 気象観測装置及び沿線情報装置の整備
  - (ア) 雨量警報装置
  - (イ) 風速警報装置
  - (ウ) 地震警報装置
  - (エ) 河川水位警報装置
  - (オ) 冠水警報装置
- イ 災害時の配備体制の確立
- ウ 警備計画、要注意箇所の警備方法の確立
- エ 列車運転規制計画
- オ 防災訓練の計画、実施

## (3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

- ア クレーン車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材
- イ 重機械類その他必要な資機材  
関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

## 第14節 海上等における石油等危険物の大量流出災害予防対策

海上等における石油等危険物の流出油の拡散等の災害発生を未然に防止するため、警察署、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）その他関係機関と協力し、災害予防に必要な措置を講じる。

- 1 原因者となり得る企業等に対して指導監督を強化する。
- 2 流出油等の拡散防止及び処理のための施設及び設備資機材は、企業等も含めて計画的に整備、充実を図る。